資料3-3

「う･ら･ら」運賃の見直しについて

道路運送法の改正により、コミュニティバス（乗合バス・乗合タクシー）の運賃・料金は、地域公共交通会議とは別の会議体（運賃料金協議会）で協議すること、及び、あらかじめ公聴会の開催等の措置を講じることが規定されています。

運賃料金協議会開催の前に、委員の皆さんから「う・ら・ら」運賃の見直しについて、具体的なご意見を伺います。

1　運賃について

（1）運賃（1乗車 100 円）

(例)1乗車　大人 200 円、小中学生 100 円

（2）回数券（11 枚綴り 1,000 円）

(例)11 枚綴り 2,000 円(1回あたり 181.8 円)

（3）定期券（1ヶ月　大人 2,000 円、中学生 1,000 円、小学生 500 円）

(例)小中学生変更なし、高齢者 2,000 円、大人 4,000 円

（4）交通系 IC カード（100 円）

(例)150 円

（5）無料対象者（未就学児、障害者手帳をお持ちの方とその付添い者１名［条件あり］

(例)変更なし

（6）その他

・無料対象者の提示は、障害者手帳の写しも可とする。

2　スケジュール案

2026 年2月	2025 年度第3回地域公共交通会議で討議
2026 年4月	2026 年度第1回地域公共交通会議で討議、運賃案確定
2026 年5月	全員協議会で説明、HPによる意見募集
2026 年6月	運賃料金協議会開催、周知活動開始
2026 年8月	広報掲載
2026 年 10 月1日	運賃改定